

特別試験研究費税額控除制度 ガイドライン 〔平成 27 年度版〕

**平成27年6月
経済産業省**

目 次

I. 制度の概要	3
1. 改正の経緯	3
2. 本ガイドラインの位置付け	3
3. 特別試験研究費とは	4
4. 特別試験研究の種類	4
5. 用語	5
II. 個別の制度	8
1. 特別研究機関等との共同試験研究	8
2. 大学等との共同試験研究	11
3. その他の者（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）との共同試験研究	15
4. 技術研究組合の組合員が行う協同試験研究	19
5. 特別研究機関等への委託試験研究	20
6. 大学等への委託試験研究	22
7. 特定中小企業者等への委託試験研究	25
8. 特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究	29
III. 2者以上の共同試験研究先との共同試験研究	31

（参考）

参考1：契約又は協定に記載すべき事項の記載例

参考2：各費目の内訳書

参考3：監査報告書・確認報告書の参考様式

参考4：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法の該当条文

参考5：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行令の該当条文

参考6：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行規則の該当条文

参考7：特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法関係通達の該当部分

参考8：特定中小企業者等の定義に係る租税特別措置法等の該当部分

参考9：法人税法別表第二に掲げる法人

<お問い合わせ先>

※本ガイドラインは、平成27年6月時点のものです。

I. 制度の概要

1. 改正の経緯

特別試験研究費税額控除制度は、産学官連携による共同研究及び委託研究を通じた基礎的創造的研究を促進する観点から、平成5年度税制改正で創設されました。

しかしながら、主要国と比較すると、わが国の産学官連携は十分な状況にあるとは言えません。

このような中、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）にて、『研究開発、イノベーション推進』のための施策として、『「オープン・イノベーション」（企業が自前主義でなく、自他の技術等を幅広く活用して事業化や価値創造に取り組むこと）への取組を加速させる』ことが決定されました。

この政府決定を踏まえ、「平成25年度政府税制改正大綱」（平成25年1月29日閣議決定）では、研究開発税制の拡充の一つとして、『特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える』と明記されました。

この内容を盛り込んだ平成25年度税制改正法（関連する政省令を含む）は、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されております。

その後、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、『企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る』ことが決定され、この政府決定を踏まえ、「平成27年度政府税制改正大綱」（平成27年1月14日閣議決定）では、控除率の大幅な引上げ（12%→30%又は20%）、控除上限を総額型の控除上限と別枠化（法人税額の5%）、特別試験研究費の範囲の拡大等、制度の抜本的な見直しを行うことについて明記されました。

この内容を盛り込んだ平成27年度税制改正法（関連する政省令含む）は平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されました。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、拡充された特別試験研究費税額控除制度を適切かつ円滑に利用するにあたり参考としていただくために作成しました。本ガイドラインは、特段の記載がない限り単体納税法人による法人税額の特別控除に係る申告の際に活用していただくことを念頭に入れて作成しております。なお、連結納税法人による法人税額の特別控除及び個人事業者による所得税額の特別控除との条文の対応関係は、以下のとおりです。

法人（法人税関係）	個人事業者（所得税関係）
（単体）法第42条の4第3項、第6項	法第10条第3項、第6項
（連結）法第68条の9第3項、第6項	
（単体）政令第27条の4第6項、第7項	政令第5条の3第9項、第10項
（連結）政令第39条の3第5項、第6項	
（単体）財務省令第20条第1項から第11項まで	財務省令第5条の6
（連結）財務省令第22条の23第1項から第11項まで	

3. 特別試験研究費とは（法第42条の4第6項第6号、法第42条の4第3項など）

（1）特別試験研究費の額（法第42条の4第6項第6号）

試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいいます。

（2）特別試験研究費の税額控除額（法第42条の4第3項）

特別試験研究費の額（※1）に一定の控除率（※2）を乗じて計算した金額となります。

※1 総額型税額控除制度（法第42条の4第1項）又は中小企業技術基盤強化税制（法第42条の4第2項）の控除額の計算の基礎として、特別試験研究費の全部又は一部を組み入れた場合には、組み入れた部分の特別試験研究費については、特別試験研究費税額控除制度における控除額の計算の基礎に組み入れることはできません。なお、ある特別試験研究費の額を総額型税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制の控除額の計算の基礎とするか否かは、申告法人の判断によります。

※2 特別試験研究費税額控除制度の控除率は、以下のとおりとなります。

- ・ 特別研究機関等若しくは大学等との共同研究又はこれらに対する委託研究 30%
- ・ 上記以外のもの 20%

（3）税額控除額の上限額（法第42条の4第3項）

法人税額の5%相当額となります。

4. 特別試験研究の種類（政令第27条の4第6項）

（1）特別研究機関等との共同試験研究（同項第1号）

（2）大学等との共同試験研究（同項第2号）

（3）その他の者（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）との共同試験研究（同項第3号）

（4）技術研究組合の組合員が行う協同試験研究（同項第4号）

（5）特別研究機関等への委託試験研究（同項第5号）

（6）大学等への委託試験研究（同項第6号）

（7）特定中小企業者等への委託試験研究（同項第7号）

（8）特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究（同項第8号）

（注）特別試験研究には、上記の他、「その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」がありますが、本ガイドラインでは割愛いたします。

5. 用語

(1) 法

租税特別措置法

(2) 政令

租税特別措置法施行令

(3) 財務省令

租税特別措置法施行規則

(4) 特別研究機関等（政令第27条の4第6項第1号）

次のいずれかに該当する者

- 1) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第2条第7項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）

具体的に「試験研究機関等」とは、以下の者を指します。

警察庁科学警察研究所
文部科学省科学技術・学術政策研究所
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
厚生労働省国立保健医療科学院
厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省国立感染症研究所
農林水産省動物医薬品検査所
農林水産省農林水産政策研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所
気象庁気象研究所
気象庁高層気象台
気象庁地磁気観測所
環境省環境調査研修所
消防庁消防大学校
厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター
国土交通省国土地理院
気象庁気象大学校
海上保安庁海上保安大学校
防衛省技術研究本部航空装備研究所
防衛省技術研究本部陸上装備研究所
防衛省技術研究本部艦艇装備研究所
防衛省技術研究本部電子装備研究所
防衛省技術研究本部先進技術推進センター
防衛省技術研究本部札幌試験場
防衛省技術研究本部下北試験場
防衛省技術研究本部岐阜試験場
自衛隊中央病院
防衛省防衛大学校
防衛省防衛医科大学校
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人製品評価技術基盤機構

2) 国立研究開発法人

具体的に「国立研究開発法人」とは、以下の者を指します。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人農業生物資源研究所
国立研究開発法人農業環境技術研究所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林総合研究所
国立研究開発法人水産総合研究センター
国立研究開発法人産業技術総合研究所
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上技術安全研究所
国立研究開発法人港湾空港技術研究所
国立研究開発法人電子航法研究所
国立研究開発法人国立環境研究所

※平成 27 年 6 月 1 日現在

(5) 大学等

次のいずれかに該当する者（政令第 27 条の 4 第 6 項第 2 号）

- 1) 学校教育法第 1 条に規定する大学又は高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）
- 2) 国立大学法人法第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関

(6) 特定中小企業者等

（政令第 27 条の 4 第 6 項第 7 号、財務省令第 20 条第 5 項・第 6 項）

以下 の 1) から 5) のいずれかに該当するものをいいます。

- 1) 中小事業者等（法第 10 条第 2 項に規定する中小事業者で法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する青色申告書を提出するもの、法第 42 条の 4 第 2 項に規定する

中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人に該当するもの)

2) 法人税法別表第二に掲げる法人

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に限る）、一般財団法人（非営利型法人に限る）、学校法人、社会医療法人などが該当します。

3) 国の機関

4) 地方公共団体及びその機関

5) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ただし、以下の者は除きます。

- a) 当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している他の法人（連結親法人にあっては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）
- b) 当該法人の発行済株式等の総数又は総額の25%以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）
- c) 当該法人との間に支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係をいう。）がある他の者
- d) 大学等、特別研究機関等

なお、申告法人からの委託を受けて試験研究を行う者が、その申告法人の事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合（上記1）から5）に該当しないこととなった場合又は上記a)の他の法人、b)の他の者、c)の他の者若しくはd)大学等、特別研究機関等に該当することとなった場合）には、その該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用の額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

また、申告法人から委託を受けて試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後に特定中小企業者等に該当することとなったときであっても、その申告法人の当該試験研究のために要する費用の全額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

(7) 知的財産権（法第42条の4第6項第6号、政令第27条の4第6項第8号）

知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）及び外国におけるこれに相当するものをいいます。

Ⅱ. 個別の制度

1. 特別研究機関等との共同試験研究

※特別研究機関等の定義は、Ⅰ. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

- (1) 契約又は協定（当該契約又は協定に係る付属書類を含む。以下同じ。）に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 費用の分担及びその明細（政令第27条の4第6項第1号）

共同試験研究に参加する企業及び特別研究機関等がそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目は、法第42条の4第6項第1号に規定する試験研究費のうち共同試験研究に要した費用です。具体的には、共同試験研究に要した原材料費、人件費、経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等）及び委託研究費が対象費目となります。

なお、人件費の対象となる政令第27条の4第2項第1号に規定する「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」には、試験研究部門に属している者や研究者としての肩書きを有する者等の試験研究を専属業務とする者や、試験研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、次の事項の全てを満たす者もこれに該当することとされています（以下同じです。）。

- a) 試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集等の業務（フェーズ）のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務（以下「担当業務」という。）に、当該担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。
- b) 担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業務に不可欠であること。
- c) その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）であること。この際、連続した期間従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間内に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専属的に従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとします。
- d) 当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

2) 成果の帰属（政令第27条の4第6項第1号）

共同試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa)又はb)となります（以下のa)又はb)の利用権も含みます。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

3) 成果の公表（政令第27条の4第6項第1号）

当該特別研究機関等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために必要な契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときは、契約又は協定を変更した日以降に生じた費用が特別試験研究費の税額控除の対象となります。以下2. から8. に掲げる試験研究についても同じです（4. の技術研究組合の組合員が行う協同試験研究については、技術研究組合の事業計画等に記載すべき事項について、同様の取扱いとなります）。

(2) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を（1）1）の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

(3) 特別試験研究費の額の認定（財務省令第20条第9項第1号）

特別試験研究費の額については、次のとおり、試験研究機関等の長などの認定を受けることが必要です。

1) 試験研究機関等

試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定が必要となりますので、告示に定められている手続に従って申請を行い、認定書の交付を受けてください。

(告示の内容 : http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseisyoyoushiki.html)

2) 国立研究開発法人

国立研究開発法人の長の認定が必要となりますので、共同試験研究を行った国立研究開発法人に手続を確認の上申請を行い、認定書の交付を受けてください。

(4) 税額申告にあたって(財務省令第20条第9項柱書き)

確定申告書等に(3)で交付を受けた認定書の写しを添付してください。

2. 大学等との共同試験研究

※大学等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

(1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 共同試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第1項第1号）

共同試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

2) 共同試験研究の役割分担及びその内容（政令第27条の4第6項第2号）

共同試験研究に参加する企業及び大学等それぞれの役割分担及びその内容を記載してください。

3) 共同試験研究の実施期間（財務省令第20条第1項第2号）

共同試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

4) 共同試験研究の参加企業及び大学等の名称等（財務省令第20条第1項第3号）

契約又は協定の当事者たる全ての企業及び大学等の名称、所在地、代表者氏名を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

5) 共同試験研究の実施場所（財務省令第20条第1項第4号）

共同試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。

6) 共同試験研究に使用する設備の明細（財務省令第20条第1項第5号）

共同試験研究で使用する建物・設備・機械・装置等の減価償却資産の名称、型式等の明細を記載してください。当該共同試験研究専用の設備でなくても、当該共同試験研究における使用に係る部分については、対象となります（ただし、当該共同試験研究に用いた時間とそれ以外で用いた時間とで按分する必要があります。）ので、当該設備についてもその明細を記載してください。

7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名（財務省令第20条第1項第6号）

共同試験研究に直接従事する研究者の氏名を記載してください。当該共同試験研究専従の研究員でなくても、当該共同試験研究における直接従事に係る部分については対象となります（ただし、当該共同試験研究に直接従事した時間とそれ以外に従事した時間とで按分する必要があります。）ので、当該研究者の氏名も記載してください。

8) 費用の分担及びその明細（政令第27条の4第6項第2号）

共同試験研究に参加する企業及び大学等が費用を分担する旨及びそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目

a) 自社外試験研究費（財務省令第20条第10項第1号イ）

大学等が支出した共同試験研究に係る試験研究費（原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）のうち、申告法人が負担したものです。

①原材料費

当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

②人件費

当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該共同試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

③旅費

当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

④経費

当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該共同試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

⑤外注費

当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

b) 自社内試験研究費（財務省令第20条第10項第1号ロ）

共同試験研究に要した試験研究費（法第42条の4第6項第1号に規定する試験研究費（具体的には、原材料費、人件費及び経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等））のうち申告法人が自らの負担で支出した当該共同試験研究に係るもの（a）に該当する金額を除きます。）です。

※ 自社外試験研究費、自社内試験研究費とでは対象となる試験研究費の費目及びその内容が異なるのでご注意ください。

自社外試験研究費、自社内試験研究費いずれも、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

9) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第27条の4第6項第2号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「（3）特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2）大学等の確認を受けること」に記述しているとおり、大学等が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

10) 成果の帰属及びその内容（政令第27条の4第6項第2号）

共同試験研究の成果が共同試験研究に参加する全ての企業及び大学等に何らかの

形で帰属する旨及びその内容を記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下の a) 又は b) となります（以下の a) 又は b) の利用権も含みます。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

11) 成果の公表（政令第 27 条の 4 第 6 項第 2 号）

当該大学等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

12) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第 20 条第 1 項第 7 号）

契約又は協定の当事者間で、共同試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年 1 回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

13) その他参考となるべき事項（財務省令第 20 条第 1 項第 8 号）

共同試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. (1) の最終段落をご覧ください。

(2) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を (1) 8) の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第20条第10項第1号）

1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、大学等が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であること並びに申告法人が当該共同試験研究に要した費用の額（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査とは、いわゆる会計監査ではなく、専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正である事の証明をいい、具体的には、それらの者が、契約又は協定の内容、支出額の把握に当たり作成した当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）等を突合することにより、当該契約又は協定に従い負担した特別試験研究費の額であることを証明するものです。この専門的な知識及び経験を有する者には、公認会計士（注）若しくは監査法人、税理士（注）若しくは税理士法人又は監査役、監査委員若しくは監査等委員が該当すると考えられますので、この証明については、これらの者による検査の結果、適正であった旨を記載した書類へのこれらの者の署名又は記名押印の方法によりを受けてください。証明の際に作成する書類については、本ガイドラインの参考3（参考様式）をご覧ください。以下同じです。

（注）申告法人の役員又は従業員が公認会計士又は税理士の資格を有している場合であっても、原則として、それら申告法人の役員（監査役・監査委員・監査等委員を除きます）又は従業員は監査を行うことはできません。ただし、申告法人との間で監査に係る委任契約を締結する等して、第三者的な立場から監査を行うことができる場合は申告法人の役員又は従業員であってもかまいません。

2) 大学等の確認を受けること

以下につき、書類により大学等の確認を受けて下さい。

- a) 大学等が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であること
- b) 申告法人が当該共同試験研究に要した費用（自社内試験研究費）の額（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であること

(4) 税務申告にあたって（財務省令第20条第10項柱書き）

確定申告書等に（3）で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

3. その他の者（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）との共同試験研究

- （１）対象となるその他の者（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）とは、下記の者以外の者となります。

（政令第２７条の４第６項第３号）

- １）特別研究機関等
- ２）大学等
- ３）当該法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の２５％以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）
- ４）当該法人の発行済株式等の総数又は総額の２５％以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）
- ５）当該法人との間に支配関係（法人税法第２条第１２号の７の５に規定する支配関係をいう。）がある他の者

なお、申告法人と共同して試験研究を行う者が、その申告法人の事業年度の中途においてその他の者に該当しないこととなった場合（１）の特別研究機関等、２）の大学等、３）の他の法人、４）の他の者又は５）の他の者に該当することとなった場合には、その該当しないこととなった日以後の期間に係る当該共同試験研究のために要する費用の額は、特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

また、申告法人と共同して試験研究を行う者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時においてその他の者に該当しない場合には、たとえその後その他の者に該当することとなったときであっても、その申告法人の当該試験研究のために要する費用の全額は、Ⅰ．制度の概要 ３．の特別試験研究費の額に該当しないこととなります。

（２）契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

- １）共同試験研究の目的及び内容（財務省令第２０条第２項第１号）

共同試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

- ２）共同試験研究の役割分担及びその内容（政令第２７条の４第６項第３号）

共同試験研究に参加する者それぞれの役割及びその内容を記載してください。

- ３）共同試験研究の実施期間（財務省令第２０条第２項第２号）

共同試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

- ４）共同試験研究に参加する当事者の名称等（財務省令第２０条第２項第３号）

契約の当事者全ての名称、所在地、代表者氏名等を記載してください。（契約又は

協定に係る記名押印部分の記載でも可。)

5) 共同試験研究の実施場所 (財務省令第20条第2項第4号)

共同試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。

6) 共同試験研究に使用する設備の明細 (財務省令第20条第2項第5号)

共同試験研究で使用する建物・設備・機械・装置等の減価償却資産の名称、型式等の明細を記載してください。当該共同試験研究専用設備でなくても、当該共同試験研究における使用に係る部分については、対象となります (ただし、当該共同試験研究に用いた時間とそれ以外で用いた時間とで按分する必要があります。) ので、当該設備についてもその明細を記載してください。

7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名 (財務省令第20条第2項第6号)

共同試験研究に直接従事する研究者の氏名を記載してください。当該共同試験研究専従の研究員でなくても、当該共同試験研究における直接従事に係る部分については、対象となります (ただし、当該共同試験研究に直接従事した時間とそれ以外に従事した時間とで按分する必要があります。) ので、当該研究者の氏名も記載してください。

8) 費用の分担及びその明細 (政令第27条の4第6項第3号)

共同試験研究に参加する者が費用を分担する旨及びそれぞれどのように費用を負担するのかについての明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目

a) 自社外試験研究費 (財務省令第20条第10項第2号イ)

共同試験研究の相手先が支出した共同試験研究に係る試験研究費 (原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費) のうち、申告法人が負担したものです。

①原材料費

当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用 (実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等)

②人件費

当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用 (研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等)

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該共同試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

③旅費

当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費 (研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費)

④経費

当該共同試験研究を行うために共同研究相手先において使用される当該共同研究相手先の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該共同試

験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

⑤外注費

当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

b) 自社内試験研究費（財務省令第20条第10項第2号ロ）

共同試験研究に要した試験研究費（法第42条の4第6項第1号に規定する試験研究費（具体的には、原材料費、人件費及び経費（旅費、外注費、減価償却費、光熱費、修繕費等））のうち申告法人が自らの負担で支出した当該共同研究に係るもの（a）に該当する金額を除きます。）です。

※ 自社外試験研究費、自社内試験研究費とでは対象となる試験研究費の費目及びその内容が異なるのでご注意ください。

自社外試験研究費、自社内試験研究費いずれも、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

9) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第27条の4第6項第3号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「（4）特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2）他の共同試験研究者の確認を受けること」に記述しているとおり、他の共同試験研究参加者が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

10) 成果の帰属及びその内容（政令第27条の4第6項第3号）

共同試験研究の成果が共同試験研究に参加する全ての者に何らかの形で帰属する旨及びその内容を記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa)又はb)となります（以下のa)又はb)の利用権も含みます。）。

a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利

b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

11) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第20条第2項第7号）

契約又は協定の当事者間で、共同試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年1回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

12) その他参考となるべき事項（財務省令第20条第2項第8号）

共同試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更すること

によりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. (1) の最終段落をご覧ください。

(3) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該共同試験研究のために支出した金額を(2) 8) の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該共同試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

2) 費用額の算出

当該共同試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（減価償却資産や繰延資産については、その償却額）を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

(4) 特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第20条第10項第2号）

1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、他の共同試験研究者が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であること並びに申告法人が当該共同試験研究に要した費用の額（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ. 2. (3) 1の※をご覧ください。

2) 他の共同試験研究者の確認を受けること

他の共同試験研究者が支出する当該共同試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であること並びに申告法人が当該共同試験研究に要した費用の額（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、書類により他の共同試験研究者の確認を受けてください。

(5) 税務申告にあたって（財務省令第20条第10項柱書き）

確定申告書等に(4)で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

4. 技術研究組合の組合員が行う協同試験研究

(1) 技術研究組合の定款、規約又は事業計画に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、技術研究組合の定款、規約又は各事業年度の事業計画（それらが変更された場合はそれぞれ変更後のもの）に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第3項第1号）

試験研究の目的（期待される成果又は効果など）、内容（研究テーマ又は実施項目など）を記載してください。

2) 組合員の役割分担及びその内容（政令第27条の4第6項第4号）

試験研究における申告法人及び申告法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担とその具体的な内容を記載してください。

3) 試験研究の実施期間（財務省令第20条第3項第2号）

試験研究の開始年月日及び終了年月日を記載してください。

4) 試験研究の実施場所（財務省令第20条第3項第3号）

試験研究を実施する主な研究所名又は施設名及びその所在地を記載してください。

5) その他参考となるべき事項（財務省令第20条第3項第4号）

試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために事業計画等に記載すべき事項が記載されていない事業計画等について、後日、事業計画等の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. (1) の最終段落をご覧ください。

(2) 税額控除の対象となる費用の額（政令第27条の4第7項第3号）

技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される費用の額が税額控除の対象となる特別試験研究費の額となります。

5. 特別研究機関等への委託試験研究

※特別研究機関等の定義は、Ⅰ. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

(1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 費用の額及びその明細（政令第27条の4第6項第5号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が負担する額の明細を記載してください。

税額控除の対象となる金額は、試験研究費の額のうち当該委託試験研究に要した費用の額として「(2) 特別試験研究費の額の認定」に記述しているとおり、申告法人の申請に基づき試験研究機関等の長等が認定した金額です。

2) 成果の帰属（政令第27条の4第6項第5号）

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下のa) 又はb) となります（以下のa) 又はb) の利用権も含みます。）。

a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利

b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

3) 成果の公表（政令第27条の4第6項第5号）

当該特別研究機関等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. (1) の最終段落をご覧ください。

(2) 特別試験研究費の額の認定（財務省令第20条第9項第2号）

特別試験研究費の額については、次のとおり、試験研究機関等の長などの認定を受けることが必要です。

1) 試験研究機関等

試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定が必要となりますので、告示に定められている手続に従って申請を行い、認定書の交付を受けてください。

（告示の内容：http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseisyoyoushiki.html）

2) 国立研究開発法人

国立研究開発法人の長の認定が必要となりますので、委託試験研究を行った国立研究開発法人に手続を確認の上申請を行い、認定書の交付を受けてください。

(3) 税額申告にあたって（財務省令第20条第9項柱書き）

確定申告書等に（２）で交付を受けた認定書の写しを添付してください。

6. 大学等への委託試験研究

※大学等の定義は、I. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

(1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 委託試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第4項第1号）

委託試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

2) 委託試験研究の実施期間（財務省令第20条第4項第2号）

委託試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

3) 委託試験研究の当事者たる企業及び大学等の名称等

（財務省令第20条第4項第3号）

契約又は協定の当事者たる全ての企業及び大学等の名称、所在地、代表者氏名を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

4) 費用の負担及びその明細（政令第27条の4第6項第6号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその負担する額の明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目（財務省令第20条第10項第3号）

大学等が支出する次の費目について、申告法人が負担したもの（契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）が対象となります。

a) 原材料費

当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

b) 人件費

当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該委託試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

c) 旅費

当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

d) 経費

当該委託試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備を当該委託試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

e) 外注費

当該委託試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

なお、契約又は協定によっては、出来高払い方式（委託試験研究内容の項目ごとに単価を設け、実際に実施した項目の回数（医薬品・医療機器の臨床試験においては症例数等）に単価を乗じて得られた額を委託試験研究の対価とする方式）のケースもあります。このような場合、上記の対象費目に替えて委託試験研究内容の項目ごとの単価表を掲載するようにしてください。あわせて、当該単価が上記 a) ～ e) により構成されていることを明示してください。

5) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第 27 条の 4 第 6 項第 6 号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「（3）特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2）委託先である大学等の確認を受けること」に記述しており、大学等が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

6) 成果の帰属（政令第 27 条の 4 第 6 項第 6 号）

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下の a) 又は b) となります（以下の a) 又は b) の利用権も含みます。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

7) 成果の公表（政令第 27 条の 4 第 6 項第 6 号）

当該大学等による当該成果の公表に関して、公表の有無又は公表する際のその公表の方法等を記載してください。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第 20 条第 4 項第 4 号）

契約又は協定の当事者間で、委託試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年 1 回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は捺印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

9) その他参考となるべき事項（財務省令第 20 条第 4 項第 5 号）

委託試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. （1）の最終段落をご覧ください。

（2）特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該委託試験研究のために支出した金額を（１）４）の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該委託試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

2) 費用額の算出

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

（３）特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第２０条第１０項第３号）

1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、申告法人が当該委託試験研究に要した費用の額（大学等が支出する当該委託試験研究費に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ．２．（３）１の※をご覧ください。

2) 委託先である大学等の確認を受けること

申告法人が当該委託試験研究に要した費用の額（大学等が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、書類により委託先である大学等の確認を受けてください。

（４）税務申告にあたって（財務省令第２０条第１０項柱書き）

確定申告書等に（３）で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

7. 特定中小企業者等への委託試験研究

※この項では、特定中小企業者等（Ⅰ. 制度の概要 5. 用語中の特定中小企業者等を参照）のうち、以下の要件を全て満たすものが適用の対象となります。

- a) その試験研究を行うために必要な拠点を有していること
- b) その拠点において、その試験研究を行うために必要な設備を有していること
- c) その試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと

(1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、委託試験研究の契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1) 委託試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第7項第1号）

委託試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

2) 委託試験研究の実施期間（財務省令第20条第7項第2号）

委託試験研究の実施期間について、開始年月日及び終了年月日を記載してください。

3) 委託試験研究の当事者たる企業及び特定中小企業者等の名称等

（財務省令第20条第7項第3号）

契約又は協定の当事者たる企業及び特定中小企業者等の名称、所在地、代表者氏名等を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

4) 費用の負担及びその明細（政令第27条の4第6項第7号）

委託試験研究に関する費用について、委託元企業が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその負担する額の明細を記載してください。

税額控除の対象となる費目（財務省令第20条第10項第4号）

特定中小企業者等が支出する次の費目について、申告法人が負担したもの（契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）が対象となります。

a) 原材料費

当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）

b) 人件費

当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用（研究者及び研究補助者に係る給与、賃金等）

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、研究者が当該委託試験研究に従事した状況・時間を説明する研究記録が必要となります。

c) 旅費

当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ、資料収集、調査等の旅費）

d) 経費

当該委託試験研究を行うために当該特定中小企業者等において使用される当

該特定中小企業者等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用

* 当該支出額を客観的に判断できるような書類として、当該設備が当該委託試験研究に使用した状況・時間を説明する使用記録が必要となります。

e) 外注費

当該委託試験研究の遂行に直接必要な外注費（設計料、委託試験料、機器運搬料、フィルム現像料等）

また、対象費目ごとに契約期間中の総見込額を記載してください。（結果として、当該総見込額と実績が異なっても構いません。）

なお、契約又は協定によっては、出来高払い方式（委託試験研究内容の項目ごとに単価を設け、実際に実施した項目の回数（医薬品・医療機器の臨床試験においては症例数等）に単価を乗じて得られた額を委託試験研究の対価とする方式）のケースもあります。このような場合、上記の対象費目に替えて委託試験研究内容の項目ごとの単価表を掲載するようにしてください。あわせて、当該単価が上記 a) ～ e) により構成されていることを明示してください。

5) 申告法人が負担した費用の額の確認及びその方法

（政令第27条の4第6項第7号）

申告法人が負担した特別試験研究費の額について、「(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認」の「2) 委託試験研究先の確認を受けること」に記述しているとおり、特定中小企業者等が確認する旨及びその確認方法を記載してください。

6) 成果の帰属（政令第27条の4第6項第7号）

委託試験研究の成果の帰属について、記載してください。

なお、成果とは、一般的には以下の a) 又は b) となります（以下の a) 又は b) の利用権も含みます。）。

- a) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法に規定する各権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- b) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約又は協定の当事者が協議の上、特に指定するもの

7) 再委託を行わない旨（財務省令第20条第7項第4号）

委託試験研究の主要な部分についての再委託を行わない旨を記載してください。

※ 特定中小企業者等が申告法人から委託を受けた試験研究の再委託を行うことは、本来、禁止すべきですが、実態として、当該特定中小企業者等が当該試験研究を行う拠点において有している設備、直接従事する研究者の状況等から、当該試験研究の全てを当該特定中小企業者等が自ら行うことができない場合があると考えられることを踏まえ、例外として、限定的に当該試験研究の主要な部分以外の部分については、再委託を行うことを排除しないこととされています。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

（財務省令第20条第7項第5号）

契約又は協定の当事者間で、委託試験研究に関する進捗状況に関する報告につい

て、定期的（少なくとも年１回以上）に行う旨を記載してください。また、確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

９）その他参考となるべき事項（財務省令第２０条第７項第６号）

委託試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ．１．（１）の最終段落をご覧ください。

（２）特別試験研究費の額の算出方法

１）支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、当該委託試験研究のために支出した金額を（１）４）の費目ごとに集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、①人件費を対象とする場合には、研究者が当該委託試験研究に従事した状況を説明する研究記録、②領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

なお、支出額は、契約額と一致している必要はありませんが、契約又は協定の内容に沿って適正に支出されたと合理的に判断できる範囲のものであることが必要です。

２）費用額の算出

当該委託試験研究のために支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を集計して下さい。

このとき、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を費目ごとに集計して下さい。

（３）特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第２０条第１０項第４号）

１）監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、申告法人が当該委託試験研究に要した費用の額（特定中小企業者等が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ．２．（３）１）の※をご覧ください。

２）特定中小企業者等の確認を受けること

申告法人が当該委託試験研究に要した費用の額（特定中小企業者等が支出する当該委託試験研究に係る原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、申告法人が負担したもの（当該契約又は協定において申告法人が負担することとされているものに限る。）をいう。）であることにつき、書類により特定中小企業者等の確認を受けてください。

（４）税務申告にあたって（財務省令第２０条第１０項柱書き）

確定申告書等に（３）で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

8. 特定中小企業者等（中小事業者等に限る。以下、この項において同じ。）から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究

※特定中小企業者等の定義は、1. 制度の概要 5. 用語をご覧ください。

※知的財産権の移転を受けて行う試験研究は対象とならないので、注意が必要です。

（1）契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、知的財産権の設定又は許諾を約する契約又は協定に、以下の項目が記載されていることが要件となります。

1）知的財産権の設定又は許諾の目的が、申告法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容（財務省令第20条第8項第1号）

知的財産権の設定又は許諾の目的が、申告法人が行う試験研究のためである旨を記載してください。

また、その試験研究の目的（期待される成果など）、内容（研究テーマなど）を記載してください。

2）知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件（政令第27条の4第6項第8号）

知的財産権の設定又は許諾の期間を記載してください。また、設定又は許諾に係る条件（設定又は許諾の対象となる知的財産権、許諾の対象地域など）を記載してください。

3）知的財産権を有する特定中小企業者等の氏名又は名称等（財務省令第20条第8項第2号）

契約又は協定の当事者の名称、所在地、代表者氏名等を記載してください。（契約又は協定に係る記名押印部分の記載でも可。）

4）申告法人が特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細

（政令第27条の4第6項第8号）

申告法人が特定中小企業者等に対して支払う知的財産権の使用料の明細（金額、支払い方法等。具体的には、一時金払いや月払いなど。）を記載してください。知的財産権が複数にわたり、それぞれの知的財産権について使用料を設定している場合には、それぞれの金額や支払い方法についても記載してください。

また、試験研究の進捗に応じて知的財産権の使用料を支払う場合（いわゆるマイルストーン払い）には、その旨及び具体的な使用料の決定方法も記載してください。

5）当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法（財務省令第20条第8項第3号）

契約又は協定の当事者間で、試験研究に関する進捗状況に関する報告について、定期的（少なくとも年1回以上）に行う旨を記載してください。確認した結果は、それぞれが署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存してください。

また、契約又は協定の当事者間で、知的財産権の元となる技術に関する情報を共有する方法（当該特定中小企業者等による申告法人への技術指導、当該知的財産権を用いた研究開発に関する進捗連絡会や電話会議、当該特定中小企業者等から申告法人への技術に関する文書の交付、当該知的財産権や当該知的財産権を用いた研究開発に関する問合せ及びこれに対する回答の方法など）について記載してください。

6) その他参考となるべき事項（財務省令第20条第8項第4号）

試験研究に係る上記以外の項目について、特記事項がある場合、項目立てを行い記載してください。

なお、特別試験研究費の税額控除を受けるために契約又は協定に記載すべき事項が記載されていない契約又は協定について、後日、契約又は協定の内容を変更することによりそれら記載すべき事項を充足したときの取扱いについては、Ⅱ. 1. (1) の最終段落をご覧ください。

(2) 特別試験研究費の額の算出方法

1) 支出額の把握

当該事業年度の試験研究費の額のうち、試験研究の目的で特定中小企業者等に支出した知的財産権の使用料の金額を集計してください。ただし、当該支出額を客観的に判断できるような書類（例えば、領収書等支出を証明できる書類）が必要です。

2) 費用額の算出

知的財産権の使用料として支出した金額を基に、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される知的財産権の使用料の金額を集計して下さい。

このとき、知的財産権の使用料に充てるため他の者から支払を受けた金額（例えば他の企業から受け取った受託試験研究費又は国庫補助金等による助成金）が含まれる場合には、当該金額を控除した金額を集計して下さい。

(3) 特別試験研究費の額の監査及び確認（財務省令第20条第11項）

1) 監査を受けること

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、申告法人が当該試験研究のために要した知的財産権の使用料の額であって、当該契約又は協定に基づき申告法人が特定中小企業者等に対して支払ったものであることにつき、監査を受けてください。

※ 監査の方法については、Ⅱ. 2. (3) 1) の※をご覧ください。

2) 特定中小企業者等の確認を受けること

申告法人が当該試験研究に要した知的財産権の使用料の額であって、当該契約又は協定に基づき申告法人が特定中小企業者等に対して支払ったものであることにつき、書類により特定中小企業者等の確認を受けてください。

(4) 税務申告にあたって（財務省令第20条第11項）

確定申告書等に(3)で監査及び確認を受けた書類の写しを添付してください。

Ⅲ. 2 者以上の共同試験研究先との共同試験研究

(1) 特別研究機関等、大学等又はその他の者の 2 者以上の共同試験研究先との間で行う共同試験研究

1) 契約又は協定に記載すべき事項

特別試験研究費の税額控除を受けるためには、共同試験研究の契約又は協定に、当該共同試験研究に係る全ての共同試験研究先との契約又は協定に記載すべき事項が記載されていることが要件となります。「Ⅱ. 個別の制度」を参照の上、記載してください。

2) 特別試験研究費の額の認定又は監査及び確認について

共同試験研究先に特別研究機関等が含まれる場合、特別試験研究費の額の認定が必要となります。

また、大学等又はその他の者が含まれる場合、特別試験研究費の額の監査及び確認が必要になります。「Ⅱ. 個別の制度」を参照の上、各共同試験研究先の認定又は監査及び確認を受けてください。

(2) 控除率が異なる 2 者以上の共同試験研究先との間で行う共同試験研究

共同試験研究先に控除率が異なる 2 者以上のものが含まれる場合（大学等（控除率 30%）・その他の者（控除率 20%）と実施する共同試験研究など）、自社外試験研究費については、相手方に応じて異なる控除率が適用されることとなります。

それぞれの相手方に対して支払った費用をもとに、特別試験研究費の額を算出してください。

また、自社内試験研究費については、どちらの相手方に係る費用なのか契約や研究記録等によって明らかな部分は相手方に応じて異なる控除率を適用してください。ただし、どちらの相手方に係る費用なのかを明らかにできない部分は、控除率は 20% となります。

(3) 2 者以上の共同試験研究先との共同試験研究であって、特別研究機関等、大学等又はその他の者のほかに、特別試験研究となる共同試験研究の範囲から除かれる者（Ⅱ. 3. (1) 3)～5) の者）が含まれる場合

特別試験研究となる共同試験研究の範囲から除かれる共同試験研究先は、基本的に、申告法人と一定の関係を有していることから、当該申告法人と当該共同試験研究先は同一の意思決定の下で活動し得るとみなされるため、その間に生ずる特別試験研究費の相互負担は対象外となります。

よって、自社外試験研究費については、当該共同試験研究先以外の特別研究機関等、大学等又はその他の者が支出する費用であって当該申告法人が負担する額についてのみを特別試験研究費とすることができます。

また、自社内試験研究費については、当該共同試験研究先以外の特別研究機関等、大学等又はその他の者に係る費用であることが契約や研究記録等によって明らかな部分は特別試験研究費とすることができますが、どちらの相手方に係る費用なのかを明らかにできない部分は、特別試験研究費とすることはできません。

参考 1-① 契約又は協定に記載すべき事項の記載例（共同試験研究）

※大学等との共同試験研究の場合の記載例ですが、その他の者との共同試験研究等についても当該例示を参考としてください。

※この記載例では、甲：企業、乙：大学等となります。

1) 共同試験研究の目的及び内容

(例１) 甲と乙とは、互いに共同して、○○○○○○○○を素材として、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○するための研究開発を行うものとする。

(例２) 甲及び乙は、次項に定める役割分担に基づき、次の各号に掲げる研究を共同にて実施するものとする。

①研究題目 : ○○○を○○○する○○○の研究

②研究の目的：〇〇〇を用いて〇〇〇するための技術を確立する。

③研究の内容：〇〇技術による〇〇を実装した〇〇装置を試作のうえ、〇〇法にてその有効性を検証する。

2) 共同試験研究の役割分担及びその内容

(例 1) 甲：實驗計畫立案、實驗實施、研究統括、乙：實驗計畫立案、實驗實施

(例2) 甲：××を用いて、〇〇を評価する。乙：△△を提供する

3) 共同試験研究の実施期間

(例) 平成25年4月1日から平成26年3月31日

4) 共同試験研究の参加企業及び大学等の名称等

(例) 甲：東京都港区六本木△-△

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○

乙：東京都千代田区霞ヶ関△一△

××大学 学長 ○○ ○○

5) 共同試験研究の実施場所

(例) ××医科学研究所 千葉県南房総市△-△

6) 共同試験研究に使用する設備の明細

(例) ××分析機(専用設備)、○○分離機(共用設備)

7) 共同試験研究に直接従事する研究者の氏名

(例)

甲：××研究部 ○○ ○○主任研究員 △△ △△研究員

乙：〇〇部 ×× ××研究員 △△ △△研究員

8) 費用の分担及びその明細

(例 1) 大学等の費用も含め、企業が全て費用負担を行う場合
費用分担

年度	平成×年度	内訳
甲	2,000 万円	自社外試験研究費 1,500 万円 自社内試験研究費 500 万円
乙	0 万円	
合計	2,000 万円	

明細

自社外試験研究費

(単位：円)

費目	原材料費	人件費	旅費	経費※	外注費	備考
見込額	9,000,000	4,000,000	600,000	400,000	1,000,000	

自社内試験研究費の内訳

(単位：円)

費目	原材料費	人件費	経費※	委託研究費	備考
見込額	0	5,000,000	0	0	

※自社外試験研究費の経費と自社内試験研究費の経費とでは、その範囲が異なる。

(例 2) それぞれが、費用負担を行う場合
費用分担

年度	平成×年度	内訳
甲	2,000 万円	自社外試験研究費 0 万円 自社内試験研究費 2,000 万円
乙	1,000 万円	
合計	3,000 万円	

明細① (甲負担分)

自社内試験研究費

(単位：円)

費目	原材料費	人件費	経費	委託研究費	備考
見込額	4,000,000	10,000,000	6,000,000	0	

明細② (乙負担分)

費目	原材料費	人件費	経費	委託研究費	備考
見込額	4,000,000	6,000,000	0	0	

9) 甲が負担した費用の額の確認及びその方法

(例) 甲が負担した共同試験研究の額について、乙はその妥当性を共同試験研究報告書に基づき確認を行う。

10) 成果の帰属及びその内容

(例 1) 本研究開発の遂行過程で生じた成果が本研究開発成果に該当するか否かについては、甲乙間の協議により決定し、書面でその確認を行うものとする。確認された本研究開発成果については、甲と乙の共有とし、その持分比率は、両者の貢献度を斟酌して甲乙間の協議により定める。

相手方から提供を受けた情報、技術資料、助言、援助等によらずに、単独で取得した本研究開発成果は、当該取得者に帰属する。単独で取得したか否かにつき疑義が生じたときは、甲乙間の協議により定める

(例 2) 甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が、共同でなした研究成果については、甲及び乙の共有とし、その持分比は、当該発明等に対する貢献度に応じて、甲乙協議の上で定めるものとする。

甲又は乙に属する研究担当者が、単独でなした研究成果は、原則として当該研究成果をなした甲又は乙に単独に帰属するものとする。

(例 3) 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持ち分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属する。甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは単独所有とする。共同でした発明等に係る知的財産権は甲乙双方の貢献度を踏まえて甲乙協議の上決定された持分において甲側と乙側とが共有する。

11) 成果の公表

(例 1) 甲及び乙は、本研究開発成果（本研究開発に伴う単独所有に係るものを含む。）を第三者に開示又は外部に発表する場合には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ相手方に通知し、同意を得るものとする。ただし、本研究開発成果に係る本特許権等の出願公開等により、公知となったことが明らかな事項については、この限りでない。

(例 2) 本共同研究完了後、研究成果を外部に公表できるものとし、公表したい旨を相手方に書面にて通知する。学会等の場合は演題申込締切〇日前までに、論文の場合は通知後〇日経過した後投稿する、これ以外の場合は通知後少なくとも〇日経過した後公表等を行う

12) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及びその方法

(例) 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行い、それぞれの遭遇する問題点を討議するものとする。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

13) その他参考となるべき事項

(例 1) 研究者の略歴・有する資格（氏名については、別途必須項目です。）

(例 2) 実用化に関する計画

(例 3) 資金調達方法

※本号は必要に応じ規定してください。

※大学等への委託試験研究の場合の記載例ですが、特定中小企業者等への委託試験研究等についても当該例示を参考としてください。

※この記載例では、甲：企業、乙：大学等となります。

のとする。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(例) 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行う。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

9) その他参考となるべき事項

※本号は必要に応じ規定してください。

参考１－③ 契約又は協定に記載すべき事項の記載例（知的財産権の使用料）

※この記載例では、甲：特定中小企業者等、乙：企業となります。

１）知的財産権の設定又は許諾の目的が、乙が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

（例１）乙は、本許諾特許を、〇〇〇の〇〇〇分野での事業化のために行う研究及び開発のために実施することができる。なお、当該研究及び開発の詳細については、甲乙別途協議のうえ書面に定めるものとする。

（例２）乙は、本特許を実施し、次の各号に掲げる研究を実施するものとする。

①研究題目：〇〇〇を〇〇〇する〇〇〇の研究

②研究の目的：〇〇〇を用いて〇〇〇するための技術を確立する。

③研究の内容：〇〇技術による〇〇を実装した〇〇装置を試作のうえ、〇〇法にてその有効性を検証する。

④成果物の内容：乙が作成する研究報告書とし、その仕様については甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

２）知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件

（例１）平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日

（例２）本特許に係る実施許諾の期間は、平成２７年４月１日から３年とする。ただし、乙が当該期間の延長を希望する場合には、当該期間満了日の６ヶ月前までにその旨を甲に書面で通知するものとし、この場合には甲乙協議のうえ書面による合意により当該期間を延長することができるものとする。

３）知的財産権の設定又は許諾に係る契約又は協定の当事者の名称等

（例）甲：東京都港区六本木△－△

××株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

乙：東京都千代田区霞ヶ関△－△

××株式会社 研究開発本部長 〇〇 〇〇

４）乙が甲に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細

（例１）本実施権許諾の対価として、乙は、以下の実施料及び消費税を、甲が発行する請求書に指定する銀行口座宛に支払うものとする。

（１）１年目：本契約締結後３０日以内 金〇〇万円（消費税別）

（２）２年目：平成〇年〇月〇日から３０日以内 金〇万円（消費税別）

（例２）本実施権許諾の対価及び支払い時期は、以下のとおりとする。

（１）契約締結から３０日以内 金〇〇万円（消費税別）

（２）本開発品の第Ⅰ相試験開始日から３０日以内 金〇〇万円（消費税別）

（３）本開発品の第Ⅱ相試験開始日から３０日以内 金〇〇万円（消費税別）

５）当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

（例）甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行う。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。また、乙は、必要に応じ、甲に対して本知的財産権に係る技術指導を求めることができ、甲は、これに応じるものとする。その詳細については、甲乙別途協議のうえ定めるものとし、当該技術指導により甲

に生じた費用は、乙が負担するものとする。

6) その他参考となるべき事項

※本号は必要に応じ規定してください。

参考2-① 各費目の内訳書（大学等との共同試験研究・自社外試験研究費）

※大学等との共同試験研究の場合の内訳書ですがその他の者との共同試験研究等についても当該内訳書を参考としてください。（参考2-②について同じ）

（1）原材料費（当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

（2）人件費（当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計									

（3）旅費（当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費：研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費）

伝票番号	対象者	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

（4）経費（当該共同試験研究を行うために当該大学等において使用される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計								

（5）外注費

伝票番号	名称	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

参考 2-② 各費目の内訳書（大学等との共同試験研究・自社内試験研究費）

（１）原材料費（当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計						

（２）人件費（当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計									

（３）経費（旅費（研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費））

伝票番号	対象者	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計						

（４）経費（減価償却用資産）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計								

（５）経費（外注費）

伝票番号	名称	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計						

（６）経費（その他）

伝票番号	名称	金額（Ａ）	他社からの 支払い（Ｂ）	当期支出額 （Ａ－Ｂ）	当期費用額	備考
合 計						

参考2-③ 各費目の内訳書（大学等への委託試験研究）

※大学等への委託試験研究の場合の内訳書ですが、特定中小企業者等への委託試験研究等についても当該内訳書を参考としてください。

(1) 原材料費（当該委託試験研究を行うために直接必要な原材料の購入に要する費用：実験用材料・実験部品作成材料・写真材料・試薬・化学薬品・記録紙等の消耗品等）

伝票番号	名称	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

(2) 人件費（当該委託試験研究に直接従事する者に係る費用：研究者及び研究補助者に係る給与・賃金等）

伝票番号	職種（役職）	支払先（氏名）	単価	作業時間	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計									

(3) 旅費（当該委託試験研究に直接従事する者の当該委託試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費：研究者及び研究補助者の研究打合せ・資料収集・調査等の旅費）

伝票番号	対象者	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

(4) 経費（当該委託試験研究を行うために当該大学等において使用される当該大学等の機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用）

伝票番号	名称	単価	作業時間	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計								

(5) 外注費

伝票番号	名称	金額（A）	他社からの支払い（B）	当期支出額（A－B）	当期費用額	備考
合 計						

参考3-① 監査報告書（大学等との共同試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

監査を行った者

印

特別試験研究費の監査に関する報告書

当職は、貴社の委任により、租税特別措置法施行規則第20条第10項第1号の規定に基づき、下記のとおり監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 監査の対象

貴社及び●●間で締結された平成【】年【】月【】日付「共同研究契約」（以下「本契約」という）に基づく、次の各号に掲げる特別試験研究費の額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

- （1）●●が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担したもの
- （2）貴社が本契約に基づく試験研究に要した費用の額（（1）に掲げる金額を除く。）

（1）の額	（2）の額
円	円

2. 監査の方法

上記1. 各号の額につき、貴社より受領した経費内訳書と本契約及び関係証票の写を照合することにより検査いたしました。

3. 監査結果

上記1. 各号の額につき、本契約の規定に従い適正に支出された額であることを認めます。

以 上

参考3-② 監査報告書（その他の者との共同試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

監査を行った者

印

特別試験研究費の監査に関する報告書

当職は、貴社の委任により、租税特別措置法施行規則第20条第10項第2号の規定に基づき、下記のとおり監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 監査の対象

貴社及び●●間で締結された平成【】年【】月【】日付「共同研究契約」（以下「本契約」という）に基づく、次の各号に掲げる特別試験研究費の額（当年度（平成●●年●●月●●日乃至平成●●年●●月●●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

（1）●●が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担したもの

（2）貴社が本契約に基づく試験研究に要した費用の額（（1）に掲げる金額を除く。）

（1）の額	（2）の額
円	円

2. 監査の方法

上記1. 各号の額につき、貴社より受領した経費内訳書と本契約及び関係証票の写を照合することにより検査いたしました。

3. 監査結果

上記1. 各号の額につき、本契約の規定に従い適正に支出された額であることを認めます。

以 上

参考3-③ 監査報告書（大学等への委託試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

監査を行った者

印

特別試験研究費の監査に関する報告書

当職は、貴社の委任により、租税特別措置法施行規則第20条第10項第3号の規定に基づき、下記のとおり監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 監査の対象

貴社及び●●間で締結された平成【】年【】月【】日付「受託研究契約」（以下「本契約」という）に基づき、●●が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担した額（当年度（平成●●年●●月●●日乃至平成●●年●●月●●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

円

2. 監査の方法

上記1. の額につき、貴社より受領した経費内訳書と本契約及び関係証票の写を照合することにより検査いたしました。

3. 監査結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い適正に支出された額であることを認めます。

以 上

参考3-④ 監査報告書（特定中小企業者等への委託試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

監査を行った者

印

特別試験研究費の監査に関する報告書

当職は、貴社の委任により、租税特別措置法施行規則第20条第10項第4号の規定に基づき、下記のとおり監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 監査の対象

貴社及び●●間で締結された平成【】年【】月【】日付「受託研究契約」（以下「本契約」という）に基づき、●●が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担した額（当年度（平成●●年●●月●●日乃至平成●●年●●月●●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

円

2. 監査の方法

上記1. の額につき、貴社より受領した経費内訳書と本契約及び関係証票の写を照合することにより検査いたしました。

3. 監査結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い適正に支出された額であることを認めます。

以 上

参考3-⑤ 監査報告書（特定中小企業等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】 様

監査を行った者

印

特別試験研究費の監査に関する報告書

当職は、貴社の委任により、租税特別措置法施行規則第20条第11項の規定に基づき、下記のとおり監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 監査の対象

貴社及び●●間で締結された平成【】年【】月【】日付「●●契約」（以下「本契約」という）に基づき、貴社が●●に対して支払った知的財産権の使用料の額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する使用料の額に限る）

円

2. 監査の方法

上記1. の額につき、貴社より受領した経費内訳書と本契約及び関係証票の写を照合することにより検査いたしました。

3. 監査結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い適正に支出された額であることを認めます。

以 上

参考3-⑥ 確認報告書（大学等との共同試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】 様

代表者	【大学名】
	【役職】
	【氏名】 印

特別試験研究費の確認に関する報告書

当学は、租税特別措置法施行規則第 20 条第 10 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり確認を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 確認の対象

貴社及び当学間で締結された平成【】年【】月【】日付「共同研究契約」（以下「本契約」という）に基づく、次の各号に掲げる特別試験研究費の額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

- （1）当学が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担したもの
- （2）貴社が本契約に基づく試験研究に要した費用の額（（1）に掲げる金額を除く。）

（1）の額	（2）の額
円	円

2. 確認の方法

上記 1. 各号の額につき、本契約及び当学の経理データ等を照合することにより確認いたしました。

3. 確認結果

上記 1. 各号の額につき、本契約の規定に従い支出された額であることを確認いたしました。

以 上

参考3-⑦ 確認報告書（その他の者との共同試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

代表者	【法人等名】 【役職】 【氏名】 印
-----	--------------------------

特別試験研究費の確認に関する報告書

当社は、租税特別措置法施行規則第20条第10項第2号の規定に基づき、下記のとおり確認を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 確認の対象

貴社及び当社間で締結された平成【】年【】月【】日付「共同研究契約」（以下「本契約」という）に基づく、次の各号に掲げる特別試験研究費の額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

（1）当社が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担したもの

（2）貴社が本契約に基づく試験研究に要した費用の額（（1）に掲げる金額を除く。）

（1）の額	（2）の額
円	円

2. 確認の方法

上記1. 各号の額につき、本契約及び当社の経理データ等を照合することにより確認いたしました。

3. 確認結果

上記1. 各号の額につき、本契約の規定に従い支出された額であることを確認いたしました。

以 上

参考3-⑧ 確認報告書（大学等への委託試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】 様

代表者

【大学名】

【役職名】

【氏名】

印

特別試験研究費の確認に関する報告書

当学は、租税特別措置法施行規則第20条第10項第3号の規定に基づき、下記のとおり確認を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 確認の対象

貴社及び当学間で締結された平成【】年【】月【】日付「受託研究契約」（以下「本契約」という）に基づき、当学が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担した額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

円

2. 確認の方法

上記1. の額につき、本契約及び当学の経理データ等を照合することにより確認いたしました。

3. 確認結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い支出された額であることを確認いたしました。

以 上

参考3-⑨ 確認報告書（特定中小企業者等への委託試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】様

代表者

【法人等名】

【役職】

【氏名】

印

特別試験研究費の確認に関する報告書

当職は、租税特別措置法施行規則第20条第10項第4号の規定に基づき、下記のとおり確認を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 確認の対象

貴社及び当社間で締結された平成【】年【】月【】日付「受託研究契約」（以下「本契約」という）に基づき、当社が支出する原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費の額のうち、貴社が負担した額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する特別試験研究費の額に限る）

円

2. 確認の方法

上記1. の額につき、本契約及び当社の経理データ等を照合することにより確認いたしました。

3. 確認結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い支出された額であることを確認いたしました。

以上

参考3-⑩ 確認報告書（特定中小企業等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究）

※参考様式となります。word ファイルは、http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html で取得することができます。

平成【】年【】月【】日

【法人名】

【役職】 【氏名】 様

代表者	【法人等名】 【役職】 【氏名】 印
-----	--------------------------

特別試験研究費の確認に関する報告書

当社は、租税特別措置法施行規則第20条第11項の規定に基づき、下記のとおり確認を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 確認の対象

貴社及び当社間で締結された平成【】年【】月【】日付「●●契約」（以下「本契約」という）に基づき、貴社が当社に対して支払った知的財産権の使用料の額（当年度（平成●年●月●日乃至平成●年●月●日）の所得の金額の計算上損金の額に算入する使用料の額に限る）

円

2. 確認の方法

上記1. の額につき、本契約及び当社の経理データ等を照合することにより確認いたしました。

3. 確認結果

上記1. の額につき、本契約の規定に従い支出された額であることを確認いたしました。

以 上

参考 4 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法の該当条文

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人の各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額(当該事業年度において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。)がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額(以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

- 一 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者(以下この号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額
- 二 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

六 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権(知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

参考5 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行令の該当条文

第二十七条の四 法第四十二条の四第三項第一号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同項に規定する特別試験研究費の額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第六項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる試験研究に係る同条第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。

2 法第四十二条の四第六項第一号に規定する試験研究のために要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用とする。

一 その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)及び経費

二 他の者に委託して試験研究を行う法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

三 技術研究組合法第九条第一項の規定により賦課される費用

6 法第四十二条の四第六項第六号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 次に掲げる者(以下この項において「特別研究機関等」という。)と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

イ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条第七項に規定する試験研究機関等

ロ 国立研究開発法人

二 大学等(学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校(これらのうち構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。)又は国立大学法人法第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

三 他の者(特別研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第七号において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。)、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。)及び当該法人との間に支配関係(法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第七号において同じ。))がある他の者を除く。以下この号において同じ。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当

該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

四 技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画(当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該法人及び当該法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

五 特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

六 大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

七 特定中小企業者等(法第十条第二項に規定する中小事業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人に該当するもの(次号において「中小事業者等」という。)、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人(連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。)、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者(当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。)及び当該法人との間に支配関係がある他の者を除く。以下この号及び次号において同じ。)のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものに委託する試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

八 特定中小企業者等(中小事業者等に限る。)からその有する知的財産権(法第四十二条の四第六項第六号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該法人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細(当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。))その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品

- に関する試験研究で、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第二号の規定による助成金の交付を受けてその対象となつた期間に行われるもの
- 7 法第四十二条の四第六項第六号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。
- 一 前項第一号、第五号及び第九号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る法第四十二条の四第六項第一号に規定する試験研究費(次号及び第四号において「試験研究費」という。)の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの
 - 二 前項第二号、第三号、第六号及び第七号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る試験研究費の額として当該法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの
 - 三 前項第四号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る第二項第三号に掲げる費用の額
 - 四 前項第八号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る試験研究費の額のうち同号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの

参考6 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法施行規則の該当条文

第二十条 施行令第二十七条の四第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第二号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
- 二 当該試験研究の実施期間
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第六項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
- 四 当該試験研究の実施場所
- 五 当該試験研究の用に供される設備の明細
- 六 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
- 七 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- 八 その他参考となるべき事項

2 施行令第二十七条の四第六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第三号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
- 二 当該試験研究の実施期間
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第六項第三号に規定する他の者(第十項第二号において「他の者」という。)の氏名又は名称及び代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。)の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 四 当該試験研究の実施場所
- 五 当該試験研究の用に供される設備の明細
- 六 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
- 七 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- 八 その他参考となるべき事項

3 施行令第二十七条の四第六項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第四号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
- 二 当該試験研究の実施期間
- 三 当該試験研究の実施場所
- 四 その他参考となるべき事項

4 施行令第二十七条の四第六項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第六号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容
- 二 当該試験研究の実施期間
- 三 当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
- 四 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- 五 その他参考となるべき事項

5 施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イか

ら二までに掲げるものとする。

- 6 施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第七号に掲げる試験研究(以下この項及び次項において「試験研究」という。)を行うために必要な拠点を有していること。
- 二 前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。
- 三 当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

- 7 施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該試験研究の目的及び内容
- 二 当該試験研究の実施期間
- 三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する特定中小企業者等(以下この条において「特定中小企業者等」という。)の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 四 当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨
- 五 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
- 六 その他参考となるべき事項

- 8 施行令第二十七条の四第六項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第八号に規定する知的財産権(次号及び第十一項において「知的財産権」という。)の設定又は許諾が当該法人が行う同条第六項第八号に掲げる試験研究(以下この号及び第三号において「試験研究」という。)のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容
- 二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等(施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する中小事業者等(第十一項において「中小事業者等」という。)に限る。)の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 三 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法
- 四 その他参考となるべき事項

- 9 施行令第二十七条の四第七項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

- 一 施行令第二十七条の四第六項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第三項の規定の適用を受けようとする法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第六項第一号に規定する試験研究費の額(次号及び第三号において「試験研究費の額」という。)のうち当該試験研究に要した費用(当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第六項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。)の額として当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第六項第一号イに規定する試験研究機関等(以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。)の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関(次号において「行政機関」という。)に置かれる地方支分部局の長又は同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長(次号において「国立研究開発法人の長」という。)が認定した金額

- 二 施行令第二十七条の四第六項第五号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第三項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。)として当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額
- 三 施行令第二十七条の四第六項第九号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第三項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額
- 10 施行令第二十七条の四第七項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
- 一 施行令第二十七条の四第六項第二号に掲げる試験研究 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該大学等が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第六項第二号に規定する契約又は協定(口において「契約又は協定」という。))において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、監査(専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。)を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
- ロ 当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第六項第一号に規定する試験研究費の額(以下この項において「試験研究費の額」という。)のうち当該試験研究に要した費用の額(契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額
- 二 施行令第二十七条の四第六項第三号に掲げる試験研究 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該他の者が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額のうち、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第六項第三号に規定する契約又は協定(口において「契約又は協定」という。))において当該法人が負担することとされているものに限る。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額
- ロ 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額
- 三 施行令第二十七条の四第六項第六号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(当該大学等が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。))

る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額について、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第六項第六号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四 施行令第二十七条の四第六項第七号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額(当該特定中小企業者等が支出する原材料費、人件費(当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。)、旅費(当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。)、経費(当該試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限る。)及び外注費の額について、当該法人が負担したもの(施行令第二十七条の四第六項第七号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)をいう。)であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

1 1 施行令第二十七条の四第七項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた知的財産権の使用料の額は、法第四十二条の四第六項第一号に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第六項第八号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料の額であつて当該法人が特定中小企業者等(中小事業者等に限る。)に対して支払つたものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

参考 7 特別試験研究費税額控除制度に係る租税特別措置法関係通達の該当部分

租税特別措置法関係通達（法人税編）（平成 27 年 6 月 30 日付）

（事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用）

42 の 4(3)-1 措置法令第 27 条の 4 第 6 項第 3 号、第 7 号又は第 8 号の規定の適用上、法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号若しくは第 8 号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第 42 条の 4 第 6 項第 6 号に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

（注） 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第 27 条の 4 第 6 項第 3 号に規定する他の者又は同項第 7 号若しくは第 8 号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後にこれらの者に該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

参考8 特定中小企業者等の定義に係る租税特別措置法等の該当部分

【租税特別措置法】

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一～十 省略)

十一 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。

※所得税法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一～三十九 省略)

四十 青色申告書 第一百四十三条（青色申告）（第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。

第十条

2 中小事業者で青色申告書を提出するもののその年分（前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四

2 中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第六十八条の九

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一～三 省略)

四 中小連結法人 中小企業者に該当する連結法人として政令で定めるものをいう。

※租税特別措置法施行令

第三十九条の三十九

- 4 法第六十八条の九第六項第四号に規定する政令で定めるものは、連結親法人が次に掲げる法人である場合の当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(資本金の額又は出資金の額が一億円以下のものに限る。)とする。
- 一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
- イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。)の所有に属している法人
- ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人
- 二 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

【独立行政法人通則法】

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

【地方独立行政法人法】

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

参考9 法人税法別表第二に掲げる法人

名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)	
医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)
学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法
企業年金基金	確定給付企業年金法
企業年金連合会	
危険物保安技術協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
行政書士会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
漁業共済組合	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
漁船保険組合	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法
軽自動車検査協会	道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)
健康保険組合	健康保険法(大正十一年法律第七十号)
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律百十七号)
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)
広域的運営推進機関	電気事業法
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)
社会福祉法人	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)
酒造組合中央会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	
商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第一百四十三号)
商工会連合会	商工会法
商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)
商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)
職員団体等(法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)
職業訓練法人	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)
生活衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)
生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	
税理士会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第一百十八号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人(別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

土地改良事業団体連合会	土地改良法
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)
日本公認会計士協会	公認会計士法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第百五十号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本弁理士会	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
日本水先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	
農業協同組合連合会(医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)	農業協同組合法
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
水先人会	水先法
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
労働組合(法人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

＜お問い合わせ先＞

税務申告について

以下の URL（国税に関するご相談について）をご参照の上、所轄（又は最寄り）の税務署へお問い合わせください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/denwa_soudan/index.htm

本ガイドラインについて

経済産業省	産業技術環境局		
	技術振興・大学連携推進課		03-3501-1778
	北海道経済産業局	産業技術課	011-709-5441
	東北経済産業局	産業技術課	022-221-4897
	関東経済産業局	地域経済課	048-600-0253
	中部経済産業局		
	産業技術・人材・情報政策課		052-951-2774
	北陸支局	地域経済課	076-432-5518
	近畿経済産業局	産業技術課	06-6966-6017
	中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684
	四国経済産業局	産業技術課	087-811-8518
	九州経済産業局	技術企画課	092-482-5461
	内閣府	沖縄総合事務局	地域経済課
			098-866-1730

本ガイドラインに関連する事項のうち、臨床試験に関するものについて

厚生労働省	医政局	経済課	03-3595-2421
-------	-----	-----	--------------